



目 次

規 則	ペー
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項ただし書の行政機関等の指定する方法 (税 務 課)	1
◎告示(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書の行政機関等の指定する方法)の廃止 (")	1
○県統計調査の実施(2件) (統計分析課)	1
○地域森林計画の定め (森づくり推進課)	2
○地域森林計画の変更(3件) (")	2
○保安林の指定予定の通知(2件) (治山林道課)	2
公 告	
○土地改良事業の計画変更の認可(山田堰井筋土地改良区) (農業基盤課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3

規 則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年1月14日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第1号

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成9年高知県規則第36号)の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表7の項(4)中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第13号

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第4条第2項ただし書の行政機関等の指定する方法を次のように定める。
令和2年1月14日
高知県知事 濱田 省司

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項ただし書の行政機関等の指定する方法は、申請等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第8号に規定する申請等をいう。以下同じ。)を行おうとする者が税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行う方法とする。

高知県告示第14号

平成19年3月高知県告示第189号(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書の行政機関等の指定する方法)は、廃止する。
令和2年1月14日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第15号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。
令和2年1月14日
高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
養液栽培及び排液処理対策の導入状況調査
- 調査の目的
県内における養液栽培の技術及び養液栽培の排液の処理に係る対策の導入の実態を把握することにより、園芸農業の高度化に資するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
戸
 - 属性
園芸農家

- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 養液栽培の導入の状況
 - 有機培地の利用の状況
 - 単肥処方の導入の状況
 - 排液の処理に係る技術の導入の状況
 - その基準となる期日
毎年12月末日
- 報告を求める者
 - 数
約5,000戸
 - 選定方法
県が作成した農業者のリストによる全数
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
 - 調査方法
職員による聞き取り調査
- 報告を求める期間
毎年12月下旬から翌年1月中旬まで(令和元年にあつては、令和2年1月中旬から同月末日まで)

高知県告示第16号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。
令和2年1月14日
高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
四万十川条例に基づく目標指標に関する調査
- 調査の目的
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(平成13年高知県条例第4号)第36条に規定する目標指標の達成状況を把握することにより、四万十川の保全及び流域の振興のための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
四万十市並びに高岡郡中土佐町、構原町、津野町及び四万十町
 - 単位
団体
 - 属性
四万十川の保全及び流域の振興に関わる団体
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 調査票1(四万十川流域の市町)
 - 四万十川一斉清掃の参加率(世帯数)

(イ) 自然体験型修学旅行(入り込み分)の実施校数
 (ウ) 交流人口(道の駅等の利用者等)の状況
 (エ) 伝統祭事の実施状況
 (オ) 博物館及び資料館の入場者数
 (カ) シンボリック伝統家屋等の数
 (キ) 文化財等の活用状況
 (ク) レジ袋削減の取組状況
 (ケ) アオノリの収穫量

イ 調査票2(四万十川流域の小学校)
 (ア) 川で遊んだことがある子どもの数
 (イ) カヌー、スタンドアップパドルボード(SUP)等を体験したことがある子どもの数
 (ウ) 川で魚、エビ、水生昆虫等を捕ったことがある子どもの数
 (エ) 四万十川に関する学習の時間数

ウ 調査票3(四万十川流域の中学校)
 (ア) 川で遊んだことがある子どもの数
 (イ) カヌー、スタンドアップパドルボード(SUP)等を体験したことがある子どもの数
 (ウ) 川で魚、エビ、水生昆虫等を捕ったことがある子どもの数
 (エ) 四万十川に関する学習の時間数
 (オ) 卒業生の就職状況

エ 調査票4(四万十川流域の高等学校)
 (ア) 四万十川に関する学習の時間数
 (イ) 卒業生の就職状況

オ 調査票5(四万十川流域の漁業協同組合)
 入漁券の販売額

(2) その基準となる期日
 ア 調査票1、調査票4及び調査票5
 調査を実施する年の前年の3月31日
 イ 調査票2及び調査票3
 調査を実施する年の3月31日

5 報告を求める者
 (1) 数
 ア 調査票1
 5団体
 イ 調査票2
 約30団体
 ウ 調査票3
 約20団体
 エ 調査票4
 約6団体
 オ 調査票5
 2団体

(2) 選定方法
 県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が報告者に直接報告を求める。
 (2) 調査方法
 郵送、電子メール又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間
 毎年2月1日から3月31日まで

高知県告示第17号
 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により高知地域森林計画を令和元年12月20日に定めたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。
 令和2年1月14日
 高知県知事 濱田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第18号
 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき平成31年2月高知県告示第56号で告示した安芸地域森林計画を令和元年12月20日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。
 令和2年1月14日
 高知県知事 濱田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第19号
 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき平成31年2月高知県告示第55号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を令和元年12月20日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。
 令和2年1月14日
 高知県知事 濱田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第20号
 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき平成31年2月高知県告示第58号で告示した四万十川地域森林計画を令和元年12月20日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。
 令和2年1月14日
 高知県知事 濱田 省司

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第21号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和2年1月14日
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
 長岡郡大豊町立川下名字キクノミヤノシモ1890の2、1894の3、字ヒガシヤシキ1905の1、1905の2、1908の1、1908の2

2 指定の目的
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字キクノミヤノシモ1890の2・1894の3・字ヒガシヤシキ1905の2・1908の2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1908の1
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第22号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 令和2年1月14日
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
 高岡郡越知町横島南字中峯山2870・字中峯山南3027(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字中峯山2870・字中峯山南3027(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、山田堰井筋土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を令和元年12月20日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年1月14日

高知県知事 濱田 省司



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和2年1月14日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年10月30日 元高西土第1316号	高岡郡佐川町字樋掛 甲860番ほか6筆	北海道札幌市東区 北二十四条東二十 丁目1番21号 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順